

長野市障害児自立サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、障害児の福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第77条の地域生活支援事業として行う障害児に対する自立サポートの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害児 次のいずれかに該当する児童（出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）で、本市に住所を有するもの（支援法第19条第3項の規定により他の市町村の支給決定を受けているものを除く。）又は居住地特例適用者（支援法第19条第3項の規定により本市の支給決定を受けているものをいう。）のうち、在宅（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設又は医療機関等に入所又は入院していない状態をいう。）であるものをいう。

ア 特別支援学級又は特別支援学校へ通学する児童

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている児童（身体に障害のある15歳未満の者につき、本人に代わってその保護者が身体障害者手帳の交付を受けた場合は、本人）で、当該身体障害者手帳に記載されている障害の程度が1級又は2級であるもの

ウ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定による療育手帳の交付を受けている児童

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童又は精神障害を支給事由とする年金たる給付若しくは特別障害者給付金を現に受けている児童

オ 児童福祉法第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

カ その他市長が特に認める児童

(2) 自立サポート 障害児の自立又は障害児の保護者の介護に係る負担軽減を図るための支援サービスで、第3第1項に規定するものをいう。

(3) 知人等 障害児の近隣に在住する者又は知人（当該障害児の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）及び当該障害児と生計を一にする同居者を除く。）をいう。

(4) 支援団体 次に掲げる要件を全て満たす事業者並びに当該事業者と同等の知識及び経験を有する法人その他の団体で市長が特に認めるものをいう。

ア 次に掲げる事業所のいずれかで障害児に係る自立サポートを実施する指定障害福祉サービス事業者（支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定障害児通所支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。以下同じ。）であること。

（ア）支援法第29条第1項の規定による指定（支援法第41条の2第1項の規定の適用がある場合を含む。）に係る支援法第36条第1項に規定するサービス事業所（以下「指定障害福祉サービス事業所」という。）

（イ）児童福祉法第21条の5の3第1項の規定による指定（同法第21条の5の15第1項の規定の適用がある場合を含む。）に係る同法第21条の5の15第1項に規定するサービス事業所（以下「指定障害児通所支援事業所」という。）

イ 障害児の地域福祉に関する実績があり、適正な自立サポートの実施が見込まれること。

ウ 自立サポートを実施するために必要な衛生、防災その他障害者の安全性・安心性に配慮された構造及び設備を備えた施設で、かつ、自立サポートを実施するための専用居室等を有していること。

エ 自立サポートを適切に実施するために必要な職員が配置されていること。

オ 自立サポートを実施するに当たり、苦情の解決、障害者に対する差別の禁止、個人情報の保護等について必要な措置が講じられていること。

(5) 支援者 自立サポートを実施する知人等又は支援団体をいう。

(6) 乳幼児 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未就学児をいう。

（自立サポートの内容等）

第3 自立サポートの内容は、次に掲げるサービス等とする。ただし、知人等による自立サポートは、第1号及び第4号のサービスに限るものとする。

(1) 食事、排せつ等の生活介護を行うサービス

(2) 障害児の自主性、社会性及び創造性の向上を支援するサービス

(3) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条に規定する主治の医師又は歯科医師（以下「主治医」という。）の指示に基づく経管栄養の処置、呼吸の管理、たんの吸引等の医療的ケア（以下「医療的ケア」という。）

(4) その他市長が必要と認めるサービス

2 知人等による自立サポートは、知人等が障害児又はその保護者（次項において「申出者」という。）から当該知人等による自立サポートを利用したい旨の申出を受け、かつ、それを承諾した知人等が当該知人等又は障害児の自宅の居室等において実施するものとする。

3 支援団体による自立サポートは、支援団体が申出者から当該支援団体による自立サポートを利用したい旨の申出を受け、かつ、それを承諾した支援団体が当該支援団体の施設等において実施するものとする。

4 医療的ケアは、次に掲げる要件の全てを満たす指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者でなければ、これを行うことができないものとする。

- (1) 医療的ケアが、次に掲げる事業所のいずれかにおいて実施されること。
- ア 支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護又は同条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る指定障害福祉サービス事業所
 - イ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業所
- (2) 短期入所に係る指定障害福祉サービス事業所又は児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターである指定通所型支援事業所に限る。）若しくは放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業所で医療的ケアを行う場合にあっては、次に掲げる看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）の配置基準のいずれかを満たすこと。
- ア 常勤換算方法（長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第13号）第3条第2項に規定する常勤換算方法をいう。）で1以上配置すること。
 - イ 医療機関等との契約に基づき当該医療機関等から指定障害福祉サービス事業所又は指定障害児通所支援事業所に看護職員を訪問させる等の体制が整備されていること。
- (3) 障害児に対する医療的ケアを看護職員が実施すること。
- （自立サポートの利用ポイント）
- 第4 自立サポートの利用はポイント制によるものとし、1人の障害児が利用することができるポイントは、一の年度につき500ポイント（乳幼児にあっては、300ポイント）を限度とする。
- 2 自立サポートの利用の形態及び自立サポートの利用に必要なポイントは、別表のとおりとする。
- 3 自立サポートの利用は、0.25ポイントを単位とする。この場合において、1日の自立サポートの利用に0.25ポイントに満たない端数があるときは、当該端数の取扱いについては、市長が別に定める。
- 4 年度の中途において第7第1項の決定を受けた場合における第1項の規定の適用については、同項中「一の年度につき500ポイント（乳幼児にあっては、300ポイント）」とあるのは、「当該年度の末日までにつき500ポイント（乳幼児にあっては、300ポイント）を12で除して得たポイントに当該年度の残りの月数（1月未満の端数は、1月とする。）を乗じて得たポイント（1ポイント未満の端数が生じた場合は、1ポイントとする。）」とする。
- 5 市長は、障害児の障害の程度、自立サポートを必要とする理由その他の事情により当該障害児が利用することができるポイントが第1項又は前項の規定により難いと認めるときは、当該障害児が利用することができるポイントを変更することができる。
- （費用負担等）

第5 市長は、自立サポートを利用する障害児（以下「利用者」という。）が支援者から自立サポートを受けたときは、当該利用者に対し、自立サポート費の一部を支給する。

2 前項の規定により支給する自立サポート費の額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 次のア及びイに掲げる支援者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 知人等 利用者1人1ポイントにつき 640円

イ 支援団体 次の(ア)及び(イ)に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に掲げる額

(ア) (イ)に掲げる利用者以外の利用者 利用者1人1ポイントにつき 1,000円

(イ) 次のいずれかに該当する利用者 利用者1人1ポイントにつき 1,400円

a 医療的ケアを受ける障害児

b 重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）

(2) 次に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア イに掲げる者以外の利用者 前号の額の100分の10に相当する額

イ 次のいずれかに該当する利用者 零

(ア) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が自立サポートの利用のあった月の属する年度（自立サポートの利用のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されない利用者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(イ) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が自立サポートの利用のあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である利用者

3 前2項の規定により市長が支給する自立サポート費の額は、市長が支援者に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し自立サポート費の支給があったものとみなす。

5 第2項第2号アの額は、支援者が利用者に請求し、当該利用者が当該支援者に支払うものとする。

6 自立サポートの利用に当たり生じた飲食費、交通費その他の実費及び前項第2号アの額は、支援者の請求に基づき、利用者の保護者が当該支援者に直接支払うものとする。

（利用の申請）

第6 自立サポートを利用しようとする者は、長野市障害児自立サポート利用申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 主治医の指示の内容が分かる書類（医療的ケアを受ける場合に限る。）。ただし、主治医の勤務する指定障害福祉サービス事業所又は指定障害児通所支援事業所において医療的ケアを受ける場合は、この限りでない。

(2) その他自立サポートの利用に関し市長が必要と認める書類
(利用の決定等)

第7 市長は、第6の申請書の提出があったときは、審査の上、利用の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）及び支援者に通知するものとする。

2 市長は、自立サポートの利用を認める決定をしたときは、障害児、申請者及び支援者に関する事項その他必要事項を台帳に記録するとともに、申請者に対しては長野市障害児自立サポート事業利用決定通知書兼利用者証を、支援者に対しては長野市障害児自立サポート事業利用決定通知書を交付するものとする。

(自立サポート費の請求)

第8 支援者は、自立サポート費の給付を受けようとするときは、長野市障害児自立サポート費請求書に自立サポートの利用の状況が確認できる書類を添えて、市長に請求するものとする。

(文書の様式)

第9 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年10月1日長野市告示第 554号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。ただし、別表の規定中放課後休日サポート及びいつでもサポートに係る部分及び附則第2項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(長野市障害児社会適応訓練事業補助金交付要綱の廃止)

2 長野市障害児社会適応訓練事業補助金交付要綱（平成14年長野市告示第 288号）は、廃止する。

(経過措置)

3 長野市在宅障害者タイムケア事業実施要綱（平成17年長野市告示第 690号）第2第4号の規定に規定する介護団体、支援法附則第34条の規定による改正前の身障法（以下「改正前身障法」という。）第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護に係る改正前身障法第17条の4第1項の指定を受けている者、支援法附則第51条の規定による改正前の知障法（以下「改正前知障法」という。）第4条第2項に規定する知的障害者居宅介護に係る改正前知障法第15条の5第1項の指定を受けている者及び附則第45条の規定による改正前の精神保健法第50条の3の2第2項に規定する精神障害者居宅介護等事業を行っている者は、第2第4号に規定する支援団体とみなす。

4 この要綱の施行の際現に改正前身障法第17条の5第2項の規定により居宅生活支

援費の支給の決定を受けている障害児及び改正前知障法第15条6第2項の規定により居宅生活支援費の支給の決定を受けている障害児については、この要綱の施行の日から平成19年3月31日までの間は、第7第2項に規定する利用者証の交付を受けた者とみなす。

- 5 前項の規定により利用者証の交付を受けた者とみなされる者で外出介護の支給決定を受けているものに係る第4第3項の規定の適用については、平成18年度中の利用に限り、同項中「一の年度につき 500ポイント（乳幼児にあっては 300ポイント）」とあるのは、「一の月につき、外出介護の支給決定を受けている1月当たりの支給決定量を利用ポイントに換算したポイント」とする。

附 則（平成19年3月30日長野市告示第 137号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日長野市告示第 131号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日長野市告示第 146号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月15日長野市告示第 698号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日長野市告示第 181号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の長野市障害児自立サポート事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う自立サポートの利用に係る自立サポート費について適用し、同日前に行う自立サポートの利用に係る自立サポート費については、なお従前の例による。
（平成28年度及び平成29年度における特例）
- 3 平成28年度及び平成29年度における自立サポートの利用に係る第8第2項第2号アの規定の適用については、同号ア中「100分の10」とあるのは、「100分の8」とする。

附 則（平成29年12月27日長野市告示第 579号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱による改正後の障害児自立サポート事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受理した申請に係る自立サポートの実施から適用し、同日前に受理した申請に係る自立サポートの実施については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月7日長野市告示第 459号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市障害児自立サポート事業実施要綱の規定は、平成30年9月1日以後に行う自立サポートの利用に係る自立サポート費について適用し、同日前に行う自立サポートの利用に係る自立サポート費については、なお従前の例による。

附 則（平成30年12月27日長野市告示第 603号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市障害児自立サポート事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る自立サポート及び当該自立サポートに係る自立サポート費について適用し、同日前の利用に係る自立サポート及び当該自立サポートに係る自立サポート費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日長野市告示第 163号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市移動支援サービス事業実施要綱第10第2項の規定は、令和3年7月1日以後に行う移動支援サービスに係る費用の負担額について適用し、同日前に行った移動支援サービスに係る費用の負担額については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の長野市障害児自立サポート事業実施要綱第5第2項の規定は、令和3年7月1日以後に行う自立サポートに係る費用の負担額について適用し、同日前に行った自立サポートに係る費用の負担額については、なお従前の例による。

別表（第4関係）

区 分	内 容	利用時間帯	利用ポイント
放課後休日サポート	放課後及び長期休暇中の支援	午前7時30分から午後7時の間	1時間当たり1ポイント。ただし、1日8ポイントを限度とする。
いつでもサポート	夜間における緊急支援	午後7時から翌日の午前7時30分の間	1時間当たり1.5ポイント。ただし、1回の利用につき12ポイントを超える場合は、12ポイントとする。